

揖斐郡学校保健会規約

(名称)

第1条 この会は、揖斐郡学校保健会と称し、事務所を揖斐郡教育会事務局に置く。

(目的)

第2条 この会は、郡内小中学校の学校保健の充実向上につとめ、関係者相互の密接な連携・協力のもとに、児童生徒及び職員の健康保持増進並びに、保健教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1、学校保健の普及、啓発
- 2、学校保健に関する事業の企画及び実施
- 3、学校保健推進に関する調査、研究
- 4、学校保健関係者の研修
- 5、その他必要な事業

(組織)

第4条 この会は、郡内の下記団体をもって組織する。

揖斐郡教育会	揖斐郡医師会	揖斐歯科医師会
揖斐郡学校薬剤師会	揖斐郡教育長会	揖斐郡PTA連合会
揖斐郡小中学校長会	揖斐郡保健主事会	揖斐郡養護教諭部会
揖斐郡体育主任会	揖斐郡栄養職員部会	

(役員)

第5条 この会には、次の役員をおく。

・会長 1名 ・副会長 4名(以内) ・理事 若干名 ・監事 2名
・庶務会計 2名

(役員の出選と任務)

第6条 会長、副会長は、理事会において選出する。

会長は、この会を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第7条 理事・監事は、第4条の代表者をもって、これにあたる。

理事は、役員会において重要会務を議決する。

第8条 監事は、会長が理事のうちより、これを委嘱する。

庶務会計は、会長がこれを委嘱する。

監事は会計を監査し、庶務会計は本会の庶務会計をつかさどる。

第9条 この会は、顧問若干名をおくことができる。

顧問は、会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、1年間とする。但し、再任、重任を妨げない。

(会議)

第11条 理事会は、随時会長がこれを召集し、庶務会計も参画する。

(会計)

第12条 この会の経費は、負担金、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日をもって終わる。

(附則)

第14条 この会の運営に必要な細則は、理事会において別に定める。

第15条 この会の規約の変更は、理事会の決議を要する。

第16条 この規約は、昭和55年11月1日より施行する。

昭和60年 5月21日 一部改正

平成 5年 5月26日 一部改正

平成20年 5月22日 一部改正

平成29年 5月10日 一部改正

揖斐郡学校保健会細則

1. 第5条、第7条にかかわる理事選出の母体ならびにその員数は、次の通りとする。

揖斐郡教育会	1名	揖斐郡医師会	1名
揖斐歯科医師会	1名	揖斐郡学校薬剤師会	1名
揖斐郡教育長会	1名	揖斐郡小中学校長会	3名
揖斐郡PTA連合会	1名	揖斐郡保健主事会	1名
揖斐郡養護教諭部会	1名	揖斐郡体育主任会	2名
揖斐郡栄養職員部会	1名		

2. 会の運営上、特別の部会を定めることができる。

(付則) 平成 6年 2月18日 一部改正
平成20年 5月22日 一部改正